○立命館守山高等学校守山市在住者子女特別奨学金規程

2007年７月18日

規程第732号

（趣旨）

第１条　この規程は、立命館守山高等学校（以下「本校」という。）において滋賀県守山市に居住し住民票を有する者の子女で学業成績が著しく優秀な生徒に、学費を減免し、学業を奨励することを目的とする、立命館守山高等学校守山市在住者子女特別奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項を定める。

（募集）

第２条　奨学生の募集については、この規程によるほか、第６条に定める選考委員会において必要な事項を決定する。

２　奨学生は、原則として入学者の選抜時に募集する。

３　奨学生は、各年度の入学者の中から４名以内とする。

４　各年度の奨学生数に欠員がある場合は、在校生から奨学生を募集することができる。

（出願資格）

第３条　奨学生に出願できる者は、滋賀県守山市に居住し住民票を有する者の子女で本校への入学を熱望し、以下の各号の全てに該当する者とする。

(1)　中学校３年間の成績が著しく優秀である者

(2)　生活態度が良好で、入学後も本校の生徒として高い志を持って勉学に励み、模範となる者

(3)　高い学習意欲を有し、生徒のリーダーとなりうる資質を有している者

２　在学生が出願する場合は、本校在学中の成績基準ならびに前項第２号および第３号を満たす者を対象とする。

（出願手続）

第４条　奨学生に出願する者は、所定の書類を指定された期日までに本校校長に提出しなければならない。

（選考委員会）

第５条　奨学金の決定、継続、取り消しおよび奨学金の返還の審査を行うために、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、校長、副校長、教頭、事務長および校長が指名する者をもって構成し、校長が委員長となる。

（重複受給）

第６条　この奨学金は、他の奨学金との重複受給を妨げない。ただし、他の奨学金等で学費減免を受ける場合は、減免の合計額は、該当年度学費額を上限とする。

（学費減免手続）

第７条　奨学生には、別に定める学費減免手続書類を指定の期日までに提出しなければならない。

（学費減免金額および時期）

第８条　奨学生に決定した者には、在学している当該年度学費の３割を減免する。

２　学費減免は、最短修業年限まで毎年継続して行う。ただし、別に定める継続給付基準に満たない者は奨学生の資格を失う。

３　学費減免は、新入生は４月に、在校生は選考委員会が継続受給の決定後または新規受給決定後に、それぞれ行う。

（報告）

第９条　選考委員会の審査結果は、附属校校長会に報告しなければならない。

（取消）

第10条　奨学生が、次の各号の一つに該当する場合には、委員会は奨学生の決定を取り消し、奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

(1)　学業成績または生活態度が不良となったとき

(2)　懲戒処分を受けたとき

(3)　虚偽の申請または不正な方法により奨学金の支給を受けていたとき

(4)　傷病などのために就学の継続が不可能なとき

(5)　その他奨学金受給生徒として適格でないと本校が認めたとき

（返還）

第11条　前条第１号から第５号により決定を取り消され返還を求められた者は、当該年度の減免額を返還を求められた日から起算して１カ月以内に返還しなければならない。

（内規）

第12条　選考基準、継続給付基準、その他必要な事項は委員会で定める。

第13条　削除

（改廃）

第14条　この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附　則

この規程は、2007年７月18日から施行する。

附　則（2008年３月12日　組織改革に伴う一部改正）

この規程は、2008年４月１日から施行する。

附　則（2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2008年10月15日から施行する。

以上